

## かがわ安心飲食店認証取得応援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県内の飲食店に対し、予算の範囲内でかがわ安心飲食店認証取得応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、かがわ安心飲食店認証制度の認証取得を促進するとともに、継続的な感染防止対策の支援を行い、もって飲食店における感染拡大防止の取組みについて、一層の促進を図ることを目的とする。

2 応援金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「認証の効力の有効期間」とは、次の各号に掲げる店舗の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して、認証の効力が有効である期間（認証の効力が一時停止されている場合にあっては、当該期間から一時停止期間を除いた期間）をいう。

- (1) 応援金申請時において、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱（以下「認証制度要綱」という。）第6条第2項の規定に基づく認証（以下「認証」という。）を取得している店舗 応援金を申請した日
- (2) 応援金申請時において、認証を取得していない店舗 認証を取得した日

(対象者)

第3条 応援金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和3年12月15日までに、認証制度要綱第5条に基づく申請を行ったこと。
- (2) 令和4年1月31日までに、認証を取得している店舗を有し、当該店舗において、今後も認証基準に則った感染防止対策を行いつつ、営業を継続する意思を有すること。

(応援金の対象外となる者及び店舗)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、応援金の交付対象としない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人、政治団体又は宗教上の組織・団体
  - (2) 規則第5条の2各号に掲げる者
  - (3) その他応援金を交付することが適当でないと知事が認める者
- 2 次の各号のいずれかに該当する店舗は、応援金の交付対象としない。
- (1) 認証の効力が一時停止期間中である店舗
  - (2) 認証が取り消され、又は認証を辞退した店舗。ただし、当該店舗において、新たに認証の申請を行った場合は、この限りでない。
  - (3) 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
  - (4) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等、小売りを営業の主体としていると認められる店舗
  - (5) 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗
  - (7) その他応援金を交付することが適当でないと知事が認める店舗

(交付額)

第5条 応援金の交付額は、1店舗当たり10万円とする。

(交付申請)

第6条 応援金の交付を受けようとする者は、令和3年12月15日までに、応援金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 振込口座の通帳等の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付等の決定)

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、応援金の交付を決定し、応援金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定には、必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の規定による審査の結果、応援金の不交付を決定したときは、応援金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(暴力団排除)

第8条 知事は、必要に応じ、第6条の規定により申請した者が、規則第5条の2各号のいずれかに該当するか否かを香川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために当該申請に係る個人情報を香川県警察本部長に提供するときは、香川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、応援金の対象者又は対象店舗が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の規定による交付決定の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 第4条第1項各号又は第2項各号(第1号及び第2号を除く。)のいずれかに該当する場合
- (2) 次のいずれかに該当し、かつ、認証の効力の有効期間が60日未満の場合
  - ア 認証が取り消された店舗
  - イ 認証を辞退した店舗
- (3) 令和4年3月31日時点で、認証の効力の有効期間が60日未満の場合
- (4) 第7条第2項の規定により付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反した場合
- (5) 応援金の交付を受けた対象事業者が、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合

- 2 知事は、前項の規定により応援金の交付決定の取消し又は変更を行った場合において、既に応援金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により応援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 第2項の規定により応援金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

(第1号様式)

※ 事務局使用欄	
受付番号	

かがわ安心飲食店認証取得応援金 交付申請書

申請日：令和 年 月 日

香川県知事 殿

かがわ安心飲食店認証取得応援金交付要綱第6条の規定により、申請します。  
また、応援金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

申請者情報		※ 法人・個人事業主のいずれかに記入してください。	
【法人】 法人名：		主たる事務所の所在地	
(フリガナ)		〒 -	
代表者 職・氏名			
担当者名		担当者電話番号	
【個人事業主】 (フリガナ)		住所：〒 -	
氏名			
担当者名		担当者電話番号	

□かがわ安心飲食店認証取得応援金の申請に当たり、下記の内容について誓約します。  
(チェックマーク(✓)を記載してください)

- ・ 申請書及び添付書類の内容は、事実と相違ありません。
- ・ 申請日時点において、申請する店舗全てで営業を継続しており、今後も営業を継続する意思を有しています。
- ・ 申請する店舗全てで「かがわ安心飲食店認証」基準に則った感染防止対策の取組みを行っています。
- ・ かがわ安心飲食店認証取得応援金交付要綱第4条に規定する応援金の対象外となる場合に該当しません。
- ・ かがわ安心飲食店認証取得応援金交付要綱第9条に基づき、交付決定の取消し等が行われ、応援金の返還が命じられたとしても異議ございません。
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- ・ 香川県が必要と判断した場合には、香川県警察本部その他関係機関に照会することについて承諾します。

【振込先口座】

※かがわ安心飲食店認証取得補助金の申請を行った店舗のうち、補助金と同一口座に応援金の振込みを希望される方については、振込口座の記載及び通帳の写しの添付は不要です。

□ 応援金の振り込みについては、かがわ安心飲食店認証取得補助金と同一の口座に振り込むことを希望します。(チェックマーク(✓)を記載してください)

※振込先口座は、申請した法人又は個人事業主名義の口座に限ります。

銀行名	銀行・信用金庫 その他( )	本店 支店	普通 当座
	(○をつけてください)	(○をつけてください)	(○をつけてください)
口座番号 (右詰めで記入)			
(カタカナ) 口座名義人			

※ 通帳の写し：通帳の表紙裏面(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のわかるページ)を添付してください。

【裏面もお忘れなくご記入ください】

※一括して応援金の申請をする場合、申請店舗全てが認証を取得されたことを確認した後、応援金の交付手続きを行います。

**【応援金交付申請額】**

交付申請額（合計）	円
-----------	---

交付申請店舗数	店舗
---------	----

店舗No.	店舗名	認証番号（申請中の場合は空欄）
1		
	店舗所在地	〒 -
店舗No.	店舗名	認証番号（申請中の場合は空欄）
2		
	店舗所在地	〒 -
店舗No.	店舗名	認証番号（申請中の場合は空欄）
3		
	店舗所在地	〒 -
店舗No.	店舗名	認証番号（申請中の場合は空欄）
4		
	店舗所在地	〒 -
店舗No.	店舗名	認証番号（申請中の場合は空欄）
5		
	店舗所在地	〒 -

※記載欄が不足する場合は、別業としてください。

(第2号様式)

令和 年 月 日

様

香川県知事

かがわ安心飲食店認証取得応援金交付決定通知書

かがわ安心飲食店認証取得応援金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

(1) 次の場合、この応援金の交付の決定を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る応援金を返還させ、応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 要綱第4条第1項各号又は第2項各号（第1号及び第2号を除く。）のいずれかに該当する場合  
イ 次のいずれかに該当し、かつ、認証の効力の有効期間が60日未満の場合

- ・ 認証が取り消された店舗
- ・ 認証を辞退した店舗

ウ 令和4年3月31日時点で、認証の効力の有効期間が60日未満の場合

エ 要綱第7条第2項の規定により付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反した場合

オ 応援金の交付を受けた対象事業者が、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合

(2) その他要綱かがわ安心飲食店認証取得応援金交付要領及び香川県補助金等交付規則の定めるところに従ってください。

(第3号様式)

令和 年 月 日

様

香川県知事

かがわ安心飲食店認証取得応援金不交付決定通知書

かがわ安心飲食店認証取得応援金について、審査を行った結果、交付しないこととしたので、かがわ安心飲食店認証取得応援金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、通知します。

記

(不交付理由)